

東彼杵町消防団入団の手引き



令和6年5月

東彼杵町消防団
東 彼 杵 町

はじめに

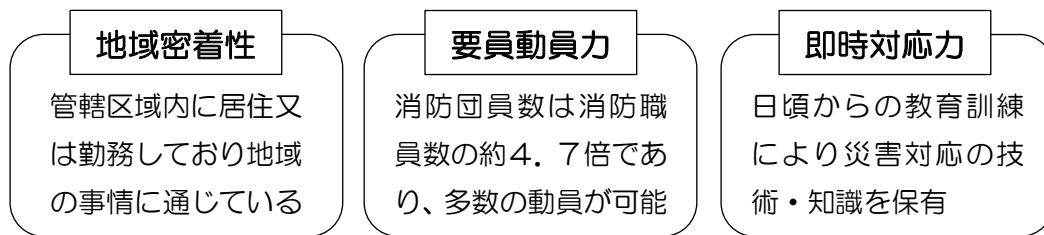
消防団は、消防署に勤務している専門の消防職員とは異なり、生業を持ちながら活動を行っています。

消防団は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という郷土愛護の精神を持つ団員一人ひとり、さらにはご家族のご協力、町民の皆さまの暖かいご支援により成り立っています。

安全・安心な東彼杵町を守るため、多くの方の消防団への入団をお待ちしております。

1. 消防団の役割

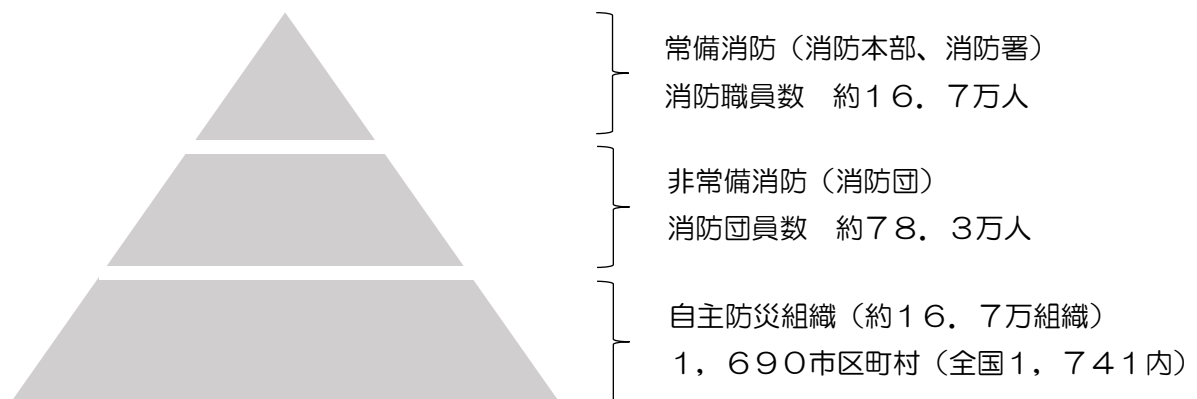
消防団は、次の特性を活かし、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動を行っており、地域防災の中核として活動しています。



また平時には、定期的な訓練を行うとともに、火災予防の啓発や活動、消火栓の取扱いや応急手当の普及、地域での避難訓練等を行っており、地域防災力の向上にも大きな役割を果たしています。

2. 消防団（非常備消防）について

消防団は非常備消防に位置付けられ、常備消防である消防署と協力して、住民の生命、身体及び財産の保護の任務にあたるために、消防組織法及び町の条例に基づき設置されています。



(1) 東彼杵町消防団の概要

東彼杵町消防団は、本部、8個分団で組織され、条例定数は379人(令和6年4月1日現在の実員数321人)となっています。

また各分団に管轄区域があり、消防車両が配備されています。(別表1)

別表1 東彼杵町消防団の概要

本・分団	定員	実員	管轄区域	消防車両台数
本部	16	17		司令車 1
第1分団	51	40	一ツ石郷、里郷、木場郷、蕪郷	普通積載車 1 軽積載車 1
第2分団	61	46	中岳郷、平似田郷、駄地郷、瀬戸郷	普通積載車 1 軽積載車 1
第3分団	44	45	遠目郷、千綿宿郷、八反田郷、太ノ浦郷	水槽付ポンプ車 1 軽積載車 1
第4分団	40	34	彼杵宿地区	ポンプ車 1 軽積載車 1
第5分団	49	41	法音寺郷、川内郷、三根郷、彼杵宿郷	普通積載車 1 軽積載車 1
第6分団	50	39	坂本郷、中尾郷、菅無田郷	普通積載車 1 軽積載車 1
第7分団	31	32	蔵本地区	普通積載車 1 軽積載車 1
第8分団	37	27	口木田郷、大音琴郷、小音琴郷	普通積載車 1 軽積載車 1
計	379	321		司令車 1 水槽付ポンプ車 1 ポンプ車 1 普通積載車 6 軽積載車 8

令和6年4月1日現在

(2) 消防団員の任務

① 火災発生時

火災発生連絡を受け、各詰所に参集し、火災現場へ出動します。

火災現場では、消防署よりも早く到着することが多いため、主に延焼拡大を防ぐための初期消火を行います。

消防署が到着すれば、後方支援に回り、水利の確保や飛び火への注意などの任務に当たります。

鎮火後は、火災現場を受け持つ分団が再出火の警戒に当たります。

② 災害発生時

災害発生時には、各分団に配備されている消防車を用いて、管轄地域での警戒巡視や広報活動、避難誘導等を行い、役場や消防署と連携して地域住民の安全確保に努めています。

また大雨の時には、氾濫の可能性が高い川の堤防に土のう積みを行うなどの水防活動も行っています。

③ その他

有事だけでなく、平時にも消防団員は活動しており、定期的な訓練や機械整備、車両整備のほか、各地区自治会を対象に消火栓の取扱いや応急手当などの普及も行っています。

また花火大会や精霊流しなどの火を取り扱う行事の際には、飛び火などを注意するべく警戒巡視を行うこともあります。

(3) 入団資格

入団するための要件は、「東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例」において、次のように定められています。

- ① 当該消防団の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
- ② 年齢 18 才以上の者
- ③ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(4) 消防団員の身分及び処遇

消防団員の身分は特別職の公務員であり、次のような処遇となります。

- ① 年間報酬、出勤報酬、訓練手当が支給されます。(別表2)
- ② 活動に必要な被服等が貸与されます。個人で購入していただくものはありません。(別表3)
- ③ 活動中に怪我をされた場合、法令等に基づき補償されます。
- ④ 消防団員として5年以上勤務された方が退団された場合、退職報償金が支給されます。(別表4)

別表2 報酬及び手当

区分	階級別	支給区分	支給額(円)	
年額報酬	団長	年額	288,000	
	副団長	//	240,000	
	分団長・主事	//	224,000	
	副分団長	//	46,000	
	部長	//	38,000	
	班長	//	37,000	
	団員	//	36,500	
出勤報酬	共通	災害警戒出勤の日額	4時間以上	8,000
			2時間以上 4時間未満	4,000
			2時間未満	2,000
			訓練手当	共通

別表3 貸与品(全団員に貸与しているもの)

乙種服	法被、ズボン、江戸腹、帯
その他の貸与品	活動服(上衣、下衣)、アポロキャップ、ヘルメット、半長靴

別表4 退職報償金支給額表

(単位：千円)

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

(5) 表彰制度

一定の期間以上勤務して地域の消防防災に貢献した団員や、特に功労があった団員に対して表彰を行っています。

表彰は、年功や功労の度合いによって町長、長崎県消防協会会長、長崎県知事、日本消防協会会長、消防庁長官などから授与されます。

(6) 消防団員に対する災害補償等

消防団員には次のような補償等を行っています。

① 公務災害補償

消防団活動中に負傷や病気、また死亡したときには、損害補償が行われます。

※詳細については、「消防団員等公務災害補償等共済基金」ホームページをご参照ください。

(URL : <https://www.syouboukikin.jp/intro/intro03.html>)

② 福祉共済(別表5)

東彼杵町消防団の全団員が加入しており、掛金は自己負担で、報酬から控除されます。

共済金が請求できるのは、次のいずれかの事由が生じたときです。

- ・加入者が、死亡した場合
- ・加入者が事故により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級第1級から第12級までの状態に該当した場合
- ・加入者が、事故又は疾病を直接の原因としてその日から180日以内に病院又は診療所に7日以上入院した場合

(7) 休団制度

消防団員が生業や育児等のやむを得ない事情により、一定期間に消防団活動が困難になる場合、次の内容で休団することができます。

- ・期 間 3年を超えない範囲とする
- ・報 酬 無報酬とする
- ・退職報償金 休団期間は、年数に算定しない
- ・復 職 復職後の階級は、休団時の階級とする

別表5 福祉共済制度の給付内容

区 分	事 由	給付種別			金額 (円)	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金			1,000,000	
	公 務	弔 慰 金			23,000,000	
		弔慰救済金	付 加 給 付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保育援護金			1人 250,000			
重度障害 [障害の等級 1級又は2級]	公務・公務外	生活援護金			1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金			23,000,000	
		見舞金	付 加 給 付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保育援護金			1人 250,000			
障害 [障害の等級 3級~12級]	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公 務	見舞金	付 加 給 付	3 級 ↓ 6 級	1号	750,000
					2号	750,000
				7 級 ↓ 9 級	3号	500,000
					1号	500,000
					2号	500,000
		3号	400,000			
入 院	公務・公務外	入院見舞金 (120日限度) 7日以上入院で入院日数1日あたり			1,500	

3. 主な消防行事の紹介

(1) 水防訓練（5月下旬）

大雨、洪水等の災害に対する水防技術の向上等を目的とした訓練を出水期前に実施しています。



(2) 夏季訓練（8月下旬）

消防団員一人ひとりの身だしなみを確認し、規律の大切さを再認識するための通常点検や消火技術の向上といかなる状況下でも迅速、確実、かつ安全に行動することを目的とした小型ポンプ操法を実施しています。



(3) 秋季火災出動訓練（11月中旬）

林野火災等による大規模災害を想定した訓練を行い、消防団の警防技術の練磨向上と、初期消火体制の確立と防火意識の高揚を図っています。



(4) 消防出初式（1月）

1月の最初の日曜日（正月三が日を除く）に開催され、全団員が参加し、一斉放水や市中行進を行うことで、町民の火災予防に対する意識向上を図っています。



(5) 春季火災出動訓練（3月）

住宅火災等による大規模火災を想定した訓練を行い、消防団の警防技術の練磨向上と、初期消火体制の確立と防火意識の高揚を図っています。

